

令和4年度4月からの石井町保育所等入所希望のみなさまへ

保育所等とは、保育所(園)、認定こども園(保育部分)が含まれます。

保育所等を利用する場合は、保育の必要性に応じ支給認定を受ける必要があります。

申し込み時期について

保育所等 ア. **資料配付期間** 入所案内と各種申請書等は、令和3年11月8日(月)から役場子育て支援課で配布しますので取りに来てくださるようお願いいたします。

※ 新規入所児童は、子育て支援課で配布します。継続児のお子さんは、在所中の保育所等で配布いたします。

イ. **受付申し込み時期** 令和3年11月22日(月)～令和3年12月3日(金)(土日祝を除く)

時間 8:30から17:00まで

ウ. **新規入所児童受付** 役場 子育て支援課で行います。

エ. その後の入所については、随時受付をしています。

★ 保育所等へ入所できる基準 ★

保護者が次のいずれかの事由に該当することが必要です。

- ① 就労のため(すべての労働等を含みます。)
- ② 求職活動 ③ 妊娠・出産(産前8週産後8週まで)
- ④ 就学(職業訓練など) ⑤ 疾病・障がい等 ⑥ 看護・介護のため ⑦ 虐待やDVの恐れがあること
- ⑧ 災害復旧のため ⑨ その他(石井町が保育が必要と認める場合)

※ 「集団に慣れさせるため」「友達を作るため」などの理由では入所できません。

選考基準

入所すべき緊急性の高い家庭の状態を考慮し、世帯の状況等を総合的に判断して調整いたします。(先着順の選考ではありません)

1. 入所結果について

・令和4年2月中旬ごろに通知する予定としています。

2. その他

・各保育所等によって保育内容や保育時間が違いますので事前にそれぞれの保育所等の見学は済ませたうえで、申込みをしてください。

・継続児は、現在通っている保育所等で手続きを行ってください。

3. 石井町内の保育所等

(公立)

(私立)

保育所名	問い合わせ先	保育園名	問い合わせ先
高川原保育所	674-6849	光の子保育園	674-2530
高原保育所	674-3289	いしいキッズ	674-7898
浦庄保育所	674-6792	さくら認定こども園	675-0280
		気延のもりの保育園	674-8355

見学について
直接、保育所等に連絡をしてから見学をしてください。

利用調整について
保育所に入所できるかについては子育て支援課で調整をしますので、保育所にお聞きになってもお答えできません。

問い合わせ先

石井町役場子育て支援課 088-674-1623

